

## 年金制度の最低給付

Edger Schranz (オーストリア)

本稿には、オーストリアの年金保険によって、最低年金に支給される補正的な給付の受給について、ある研究が示されている。

オーストリアの年金保険制度による年金額は、評価のために定められた期間中に保険で対象とされた所得によって、また、資格取得で要求される被保険者期間によって、決定が左右される。この方式による給付の構成は基本額、およびある可変的な補足もしくは増加分とから成りたっている。いずれの場合にも、給付は生計補助の手当と児童手当で補足される。被保険者期間中の評価対象とされた所得で、きわめて少ない所得が対象とされた場合



とか、または、受給資格を取得するのに、ある短かい期間だけが対象とされた場合、あるいは、これら双方の状況がいずれも該当する場合には、これらの状況で認められた年金の受給資格では、年金受給者もしくはその扶養家族の生計を支えるのに適切な年金が支給されない。補正的な給付を支給する方式の採用により、拠出支払いにもとづいて年金を支給する仕組みは、保険原則に従って公的な資金から財源を調達されるある保護の要素を入れるように、拡大されてきた。これら補正的な支払いは、ある程度扶助給付と似ているが、しかし、補正的給付は扶助給付のような公的扶助を意味するものではない。なぜなら

ば、補正的給付には、ちょうど年金保険制度による他の給付のように、補正的給付の支給に対する義務と結びつけられた法的な請求権があるからである。

補正的な給付の制度に採用された基本原則は、年金の受給資格を取得しているにもかかわらず、所得全額では当人の生計を十分に支えることのできない人びとが、補足的な手当を受給するということであり、その給付の金額は、当人の家族状況と世帯の所得によって決定される。その費用は中央政府だけによって調達される。しかし、そのような補正的給付の支払いは、主として地方政府と自治体によって財源を調達される公的福祉機関の負担を軽減するので、中央政府がこれら補正的な手当の形で支払わなければならないものを、中央政府が地方政府や自治体から差し引くことにより、費用を相殺する制度が設けられていることになる。補正的な給付は、総所得と、指標とされる金額との間における差額として算出される。総所得は、年金受給者が資力を取得するに要したなんらかの支出を控除

し、かれらの取得する総所得に、法律で定められた扶養義務を考慮した金額を加えた所得で構成される。しかし、総所得の決定には、社会扶助、児童手当および社会保険制度による特殊な給付のようなある項目、特殊な物質的欠乏についての給付、およびその他の要素は除かれる。指標として示される金額は、年金が被保険者の給付であるか、あるいは遺族への給付であるかによって異なり、また、その金額は遺族の血縁関係の形によっても段階が設けられる。この給付は老齢年金と同一方法で、賃金とコストの動向に応じて調整される。ある被保険者が、年金保険制度による年金以外にも受給資格を取得する場合には、指標とされる金額は最高額が適用される。他の年金受給者に対して用いる指標の金額を定めるときに含まれる有資格者は、補正的給付に対する当人の権利をなんらもっていない。もし、ある被保険者にかんする遺族年金に対して、2人以上の受給申請者がいる場合には、これら複数の申請者に対する複数の指標となる金額の合計は、被保険者が生存しているときに、家族構成を配慮して、当人自身に適用

される増額された指標となる額以下とされる。同時に、被保険者の年金により、当人に対して当然に支払われていたか、あるいは支払われることになっていた児童手当の合計額が、指標となる「仮定的な」金額に加えられる。指標となる金額は、最高限以下で、ある限度まで減額される。離婚者として遺族年金を受給する寡婦に適用される指標となる金額は、無視される。他方、寡婦とみなされる離婚者への指標となる金額は、遺族となった寡婦に対する指数以下とされる。

Austrian Pensions Insurance : The Provision of Minimum Benefits, Österreichische "Pensionsversicherung : Die Gdwährung von Mindestleistungen", *Deutsche Rentenversicherung*, No. 2, 1969, pp. 155~159; No. 130, '69.

(以上6編の「ISSA 海外論文要約」は、ISSA の Advisory Committee—1967年10月—による了解にもとづき、*Social Security Abstracts* より採用した)

(平石長久 社会保障研究所)

### 社会保障こぼれ話

(40頁よりつづき)

しかし、この財源調達では、当初から資金の不足がすでに予想されており、事実、実施中に財源はすでに不足していた。したがって、制度の改正が企図され、議会での検討の結果、1969年9月30日に法案(H R—13300)が下院を、また1970年2月4日には上院をそれぞれ通過し、改正法(公法91—215号)が成立した。

改正の結果、制度は恒久的なものとなりたが、支給額と私的年金を受給する場合の減額は、そのまま据えおかれた。また、1973年までの経過的措置により、受給対象は若干拡大され、勤続25年末満でも、所定時期に所定年齢以上の者は、給付を受給できることになった。なお、賦課方式による財源調達は、従来通り使用者負担とされたが(労使の団体交渉で設けられた企業年金は適用除外)、拠出率は1時間当たり11.5セントに引き上げられ、1970年4—6月の拠出率は一応6セントとされた。

(平石長久 社会保障研究所)